

ときがわ町立図書館協議会会議録

会議の名称	平成 26 年度第 2 回ときがわ町立図書館協議会
主な議題	報告事項
開催日時	平成 26 年 10 月 8 日（水）13 時 30 分から 15 時 30 分
開催場所	文化センター 2 階会議室
会議録の公開（非公開・一部非公開）とその理由	全部公開
出席委員	谷野裕子委員・浅見愛子委員・強瀬広子委員・久米正美委員 船戸裕行教育長（兼図書館長）・石川安司生涯学習課長・正木彰主幹・市川和美主査・清水美佳主事
	開会
審議等内容又は概要	<p>報告事項 1 蔵書点検報告 説明者 事務局 生涯学習課清水 説明の概要 資料 No. 1 により蔵書点検の結果について報告する。</p> <p>委員 貸出時のミスとは、具体的にどういうことか。 事務局 貸出時に資料についてのバーコードを読み取る際、読み取り損ねてしまったことが考えられる。また、利用者がカウンターで貸出処理を受けないまま、資料を持ち帰ってしまったことが考えられる。</p> <p>委員 不明資料となるのは、高価な本が多いのか。 事務局 今回不明資料となったもののうち、参考図書は 1 万円以上するものだが、その他は特別高価な本ではない。</p> <p>委員 不明冊数は減少しているのか。 事務局 昨年度と比べると減少したが、概ね例年通りである。引き続き、館内の見回り等を強化し、不明資料が少なくなるよう対応していきたい。</p>

	<p>報告事項2 長期延滞者への対応について 説明者 事務局 生涯学習課清水 説明の概要 資料No.2により、長期延滞者への対応案について説明する。</p> <p>委員 資料を紛失してしまったり、汚損してしまったりした場合は、どのように申出すればよいか。その場合も延滞に含まれるのか。</p> <p>事務局 現在、紛失・汚損等申出があった場合、現物をもって弁償していただく。弁償が済んだ時点で返却された、とみなしている。弁償が済むまでは延滞扱いとなる。</p> <p>委員 貸出禁止措置を取る必要があるような利用者はいたか。</p> <p>事務局 長期の延滞者は、来館しなくなってしまう方がほとんどだが、半年以上延滞している状態で、新たな資料の貸出を求める利用者もいる。窓口での対応を統一するため、一定の決まりを設けたい。</p> <p>委員 貸出禁止措置は厳しすぎるのではないか。また、貸出禁止にすることで、延滞の抑止にはつながらないのではないか。たくさんの方に図書館を利用してもらえるよう、対応を考えてほしい。</p> <p>事務局 他館の状況を調査し、次回までの課題とする。</p>
	<p>その他1 子ども向け事業について 説明者 事務局 生涯学習課清水 説明の概要 子ども向け事業の参加者を増やすためにも、事業内容を精査していく必要がある。アンケートを実施するなどして、子どもや保護者のニーズに合わせた事業を行いたい。</p> <p>その他2 広報ときがわ「としょかんだより」について 説明者 事務局 生涯学習課清水 説明の概要 テーマごとの図書を紹介の他、新刊案内を掲載するなどして、より図書館に興味を持ってもらえるような誌面作成に努める。</p>
	<p>閉会</p>

その他審議会等の 長が必要と認めた 事項	配布資料（PDF形式） 次第 資料No.1 不明資料リスト 総括 資料No.2 利用の制限に関する内規（延滞者への対応について）（案）
----------------------------	--